

鳥取県教育委員会告示第6号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成23年3月25日から施行する。

平成23年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課	鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課
鳥取県公立学校事務職員（臨時的任用職員）採用試験	合計得点及び順位	試験結果の発表日から1月間	各教育局				
略				略			